

九州大学芸術工学部・九州芸術工科大学同窓会（渾沌会）創作活動等補助規程

（趣旨）

第1条 渾沌会規約第2条にもとづき、芸術工学の発展と進歩に寄与する創作活動等に対して補助を行う。

（対象）

第2条 渾沌会規約第6条に定める本会の会員による活動等を対象とする。

- 2 グループで行う活動の場合、メンバーの半数以上が会員によって構成されるグループを補助の対象とする。ただし、活動の内容等によってはこの限りではない。

（資金）

第3条 本会の会費の内、繰越金を活用する。

（補助額）

第4条 1件につき上限を5万円とする。ただし、活動の内容によっては、上限はこの限りではない。

（対象者の選考および決定）

第5条 対象者の選考および決定は、役員会にて行う。

（手続き）

第6条 事前（原則として実施の1ヶ月前まで）に申請書および計画書等を渾沌会事務局へ送付することで補助を申請する。

- 2 申請書をもとに役員で補助の可否を検討し、結果を申請者に通知する。決定後は、速やかに補助金を支給する。
- 3 活動後に報告書を渾沌会事務局に提出する。併せて渾沌会の指定するソーシャルメディア等を通じて活動の報告を行う。

（その他）

第7条 本規程に定めのない事項については、役員会にて協議し決定する。

付則

本規程は令和元年10月12日から3年間を目途に実施し、それ以降は、本制度の効果や会費（繰越金等）の状況を踏まえ、本制度の改廃や修正等を判断する。